

『鬼平』 生誕地と屋敷跡をめぐる新論議

〈目次〉

- 一 鬼平生誕地をめぐる論議
- 二 鬼平の拝領屋敷をめぐる論議
- 三 結語としての一つの推定的判断

重松 一 義

## 一 鬼平生誕地をめぐる論議

池波正太郎氏の小説『鬼平犯科帳』は、江戸庶民の心を活写し、現代人の心に共鳴するものがまことに多い。またそのブームは、さまざまな分野にまでも関心と興味をかきたてており、刑政史上での評価も一層高く、話題が尽きないようである。なかでも火付盗賊改長谷川平蔵宣以のよためこと「鬼平」が、實在の人物であつたことを知る人々にとつては、その生誕地、その屋敷跡がどこであつたものかといった疑問が、愛着をもつて湧き出づることも自然なことであらう。

鬼平の生誕地は、これまでの瀧川政次郎博士の所説にあるとおり「本所に生まれ、本所で育つた生粋の江戸ッ子」（瀧川政次郎『日本行刑史』二九四頁・青蛙房・昭和三十六年）と推察されながらも、幕府編纂の『寛政重修諸家譜』に築地鉄砲洲本湊町（現中央区湊二丁目一三丁目、鉄砲洲通り沿い）とあることから、法制史家として公式文献どおり、形式上、築地鉄砲洲本湊町説を容認してこられた（瀧川政次郎『長谷川平蔵—その生涯と人足寄場—』四四頁・朝日新聞社）。

ところで近年、赤坂築地町説（港区赤坂五丁目、赤坂通りに面した国際赤坂ビル地域・TBSテレビ向かい）を作家の釣洋一氏が『別冊歴史読本』の「実録鬼平犯科帳のすべて」という特集（平成八年一月号・新人物往來社）において唱え、その論拠を左の『東京市史稿』市街篇第二十五の屋敷相對替え記事の引用に拠つてゐる。

寛延三年五月廿二日

長谷川平蔵拝領屋敷赤坂築地五百四拾七坪余 西丸御小姓組上田能登守組 津田七右衛門正美江

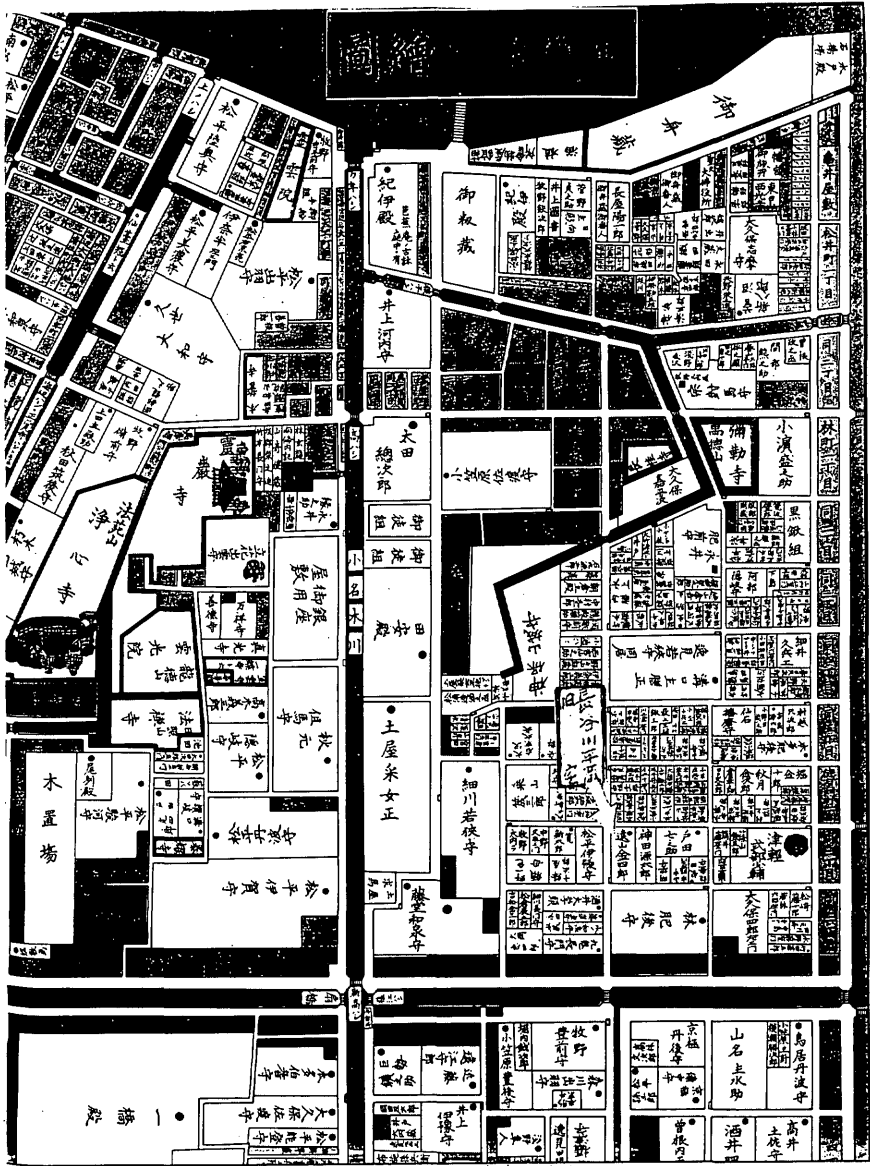
津田七右衛門拝領屋敷鉄砲洲築地四百七拾九坪余 西丸御書院番柴田丹後守組 長谷川平蔵宣雄<sup>江</sup>

これにより「鬼平が生まれた延享三年（一七四六）より十年前の元文年間まで遡って調査したが、屋敷替えの変動はなかった」と、単に屋敷替えの変動の有無により、鬼平誕生の地は赤坂であると「確認した」とされている。思うに「推定される」ということであればともかく、「確認した」と断定的に記されると、一片の屋敷替え記事でこれまでの諸文献を否定し、瀧川博士の通説的考察と相違し、小説界と異なる研究方法の法制史研究者としては論議あるところとなっている。

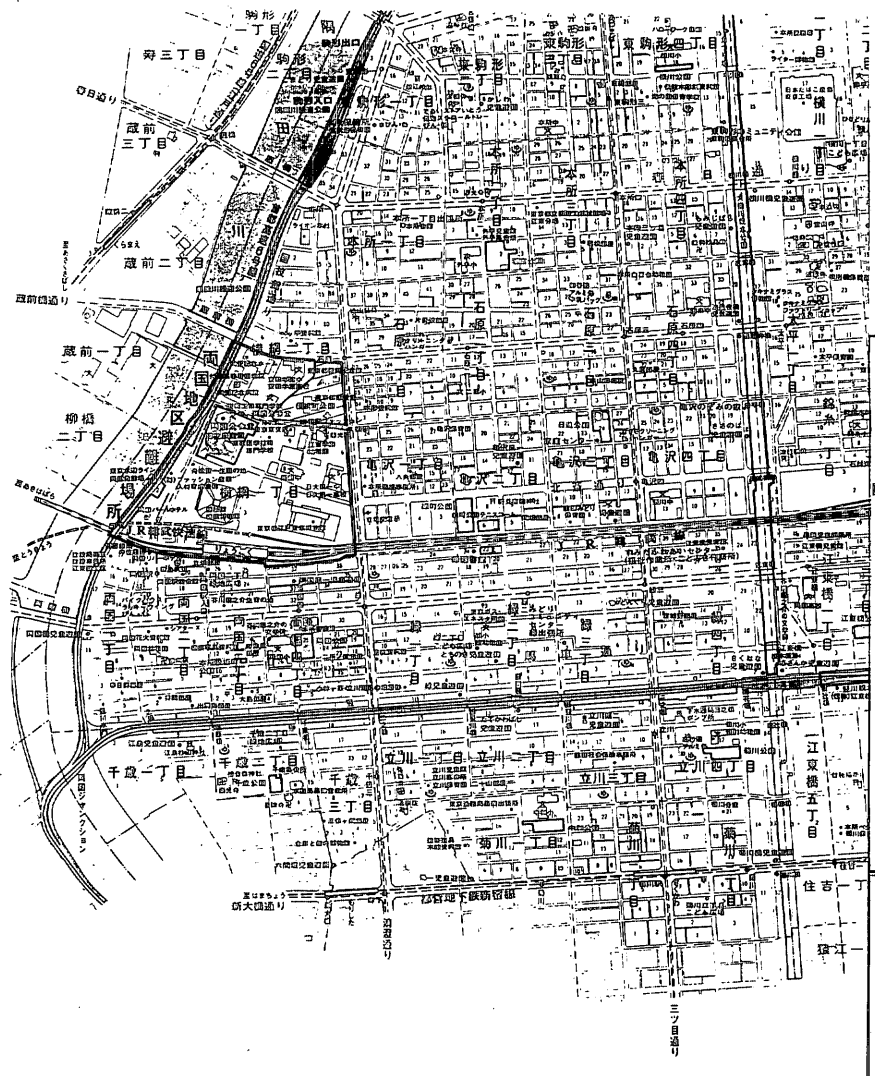
そもそも鬼平の出生日・場所は文献上まったく明らかではない。したがって鬼平の死亡日は「寛政七年五月中 盜賊方御役長谷川平蔵殿卒去あり」（前掲『日本行刑史』二九三頁、『古事類苑』法律部三十七所掲「歎歳余録」と記され、『続徳川実記』『寛政重修諸家譜』共に一致しているところから、これより逆算して平蔵の生まれた日が算定されている。瀧川博士もこの逆算により、

故に平蔵の生れた年は、府尹記事に従えば、宝暦十二年となり、諸家譜に従えば、延享元年ということになる。原胤昭氏の平蔵伝は、前説に従っているが、わたしは後説に従って平蔵の生年を延享元年（二七四四）とする。何となれば、府尹記事は、京都における著者がその伝聞を記したものであり、諸家譜の記載は、平蔵の子辰蔵宣義が公議に提出した書類に拠ったものであるから、両者の史料価値には、格段の差があるからである。平蔵の達成した功業の上からも、平蔵が若年で死去したものとは考えられない。府尹記事の記載は、平蔵の死を惜しむ感情から生れた妄説であって、採るに足りない。原氏がこれを採用されたのは、原氏が史家としての修練を積んでいないからである（前掲『日本行刑史』二九三頁以下）。

と厳しい論調で述べられている。瀧川博士は、その後の著書『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』（朝日



尾張屋清七版『江戸切絵図』本所深川(1862年, 人文社復刻)



墨田区役所刊『すみだ・ガイドマップ』(1997年, 人文社調製)

新聞社)一八頁では鬼平の生年を延享二年(一七四五)と記され、前掲書の延享元年は数え年での計算であったものか、誤植であったものか。これはこだわらぬとして、まず京都に住む洛西の隱士岡藤利忠著『京兆府尹記事』の文献的価値から考えてみれば、伝聞とはいえ鬼平を伝える記事として、文政年間ではあるが古いものの一つであることと、あとで触れる屋敷跡「本所二ツ目」との関連において黙殺できない内容をもつものである。もう一つ、幕末、若年ながら人足寄場見廻与力を勤めた原胤昭著わす鬼平関連記事については、兄の元与力佐久間長敬が旧幕の故事に精通していることから、その著『清陰筆記』を多く引用、みずからも生前見聞したことを『出獄人保護』(大正二年八月刊)として著わしたものである。その中の「我国古代の免囚保護」の項に長谷川平蔵の伝があり、博士の厳しい論調はそれに触れてのものである。

ただ、これら二つの新しい文献においても、鬼平出生日とその場所を明確に記すものは見当たらない。残念ながら今日のごとく「母子手帳」で出生日や場所を証明する史料を欠いている部分である。さりとて屋敷替え前の地に遡って屋敷の存在ありとし、それが即ち出生とその場所を特定し証明し「確認した」と断定的に結論づけるには、考証としてはやはり短絡的判断ではなからうかと思われるのである。鬼平が正妻の子でないことは公知の事実で、母は某女・家女とある事情から(刑務協会編『日本近世行刑史稿』上巻・八三四頁、『寛政重修諸家譜』、出産必ずしも赤坂の屋敷内ではなく、抱屋敷内とか生母の実家など、別宅であるとも推定される一面が残されているのではなからうか。

さらに質疑として、なぜ屋敷替えの必要があったのか、その事情が明らかでないとか、屋敷は一部分譲られ相對替えがなされたにすぎないのではといった論議が派生、この点については長谷川家本家の現御当主・長谷川雅敏氏に文書で御照会した結果、平成九年二月二十四日、つぎのような御書簡をいただいている。すなわち、

武鑑や東京市史稿に記載あることから推測しますと、平蔵の父宣雄が家督を継いだ寛延元年時点に赤坂築地に拝領屋敷があったのは、東京市史稿に寛延三年に屋敷の相對替えを行っていることから、長谷川家が同所にそれ以前から住んでいたとの推測に基づくものと思われます。平蔵が生まれたとされる延享二年の時点では、父宣雄はその父宣有のぶありと共に平蔵家の当主宣尹のぶだの厄介の身でした。このことから同じ屋敷内に住んでいたとすれば、平蔵が赤坂で生まれたと推測したのではないのでしょうか。

火事の多い江戸では、拝領屋敷の他に抱屋敷を持っている例が見られ、四百石の平蔵家が抱屋敷を持つていたかは不明です。平蔵が赤坂で生まれたとするのは推測で、断定はできないと思われまます。

屋敷の一部という件は、平蔵没後のことで、平蔵の子の山城守宣義が、天保五年に本所の屋敷の一部を割いて高樋源次郎の屋敷と相對替えたこと等を誤解されたのではないのでしょうか。

このほか、出生から十九歳まで築地湊町で生まれ育つたと云われる者が、本所に移る前から「本所の鏡」との通り名で呼ばれたかという謎も、逆算して解明されねばならない重要な事柄であると思われる、格段に遅い御目見も見逃せない疑問とされている。旗本の子息の「御目見」(御目見得)、とくに「初御目見」は、將軍と初めて謁見(対面)が許されることである。それにより、初めて將軍と主従の關係が生まれ、幕臣(御目見以上をいう)としての格が公式に認められるわけである。また御目見した以上、以降、直參への家への養子縁組は認められても、他の大名の家臣になることは許されないとした相続上の制約が生じるだけに、重要な儀礼である。

分家長谷川家の家格は別として、父宣雄は従五位下・京都西町奉行で布衣を許されている身分であることから、本来、父在世中ならば単独で將軍謁見(独礼)の機会も資格もあったものである。しかし父が死去しての小普請組入り、四百石であってみれば、「一同御礼」という、その他大勢組の御目見となってい

るもので、二十三歳になつての異常に遅い御目見も、やはり出生とその後について複雑な事情に左右されたとみるのである。

深川にも武士が多く住むようになるのは、万治二年（一六五九）十二月、兩國橋が完成、堅堀（堅川）・横堀（大横川）・六間堀などの堀鑿が始まり、上水を引き、武家屋敷の移転がはかられてからであるが（『墨田誌』上・三八頁）、やがてここには深川生まれの深川育ちという、根生いの町人（生粋の町人という意）ならぬ根生いの「深川武士」と呼ばれる旗本・御家人が存在してゆく。そこで特徴的なことは下級旗本二、三男坊の養子縁組、特に小普請組・馬廻組など組仲間との縁組は一般的で、深川町人や近隣農家との縁組（養女・後妻・妾の引直しなど）は数多くみられており、御家人は主として生活難から株譲りといつて町人と養子縁組をなし、渡り用人という仕官の便法までなされている。

例を挙げれば、分家長谷川家と同格の馬廻り役出身の滝沢興蔵家もその一つ、滝沢家は「知恵伊豆」といわれた松平伊豆守信綱の六男、本家川越松平家の分家で深川松平家といわれた松平鍋五郎に仕える譜代の御用人筆頭（家老）である。深川松平家は代々頼母・内記・舎人・主計と名乗り、六代松平主計信行は勘定奉行にまでなつた家柄である。しかし深川松平家の財政は窮乏、二百年にわたり深川に住み、無欲で主家松平家に忠節一途に尽くした滝沢要蔵を解任、長男左馬太郎は他家に養子に出て甲府勤番筆頭祐筆となり、後に再び主家に呼び戻されるなどの苦難が語り継がれている。この文献は、実は滝沢家の子孫の滝沢倉蔵が記す家系と生活史『吾仏乃記』にみられるもので、滝沢倉蔵は大作『南総里見八犬伝』『兎園小説』を著わした曲亭馬琴・滝沢馬琴その人である。

近年、この『吾仏乃記』を基礎史料に、東京都立大学教授高田衛氏が「深川の武士たち」（深川文化史研究会編『深川文化史の研究』上・二〇九頁以下）と題し詳しく論考され、この貴重な記録をして「深川武士の鎮魂文学」と称しておられる。これは文章能力に卓越した人の記録ではあるが、文学ではなく史実に立つ



た深川実在の人物史・地域史である。このように江戸は身分社会、その桎梏しごくのもと、旗本クラスの武家内では、名誉・身分の保全のため、あるいは外聞を憚おそかる事情ある場合、家内事情にかなりの裏話や根拠があり、出生日や生育場所などをあえて伏せている場合が多いもので、人物考証上、考慮に含むべき事柄であらうと思ふ。

## 二 鬼平の拝領屋敷をめぐる論議

鬼平の御先手組屋敷については、『寛政重修諸家譜』に天明六年（一七八六）より、与力十 同心卅 目白台（『江戸切絵図』では文京区目白台三丁目で音羽通りから西に入った関口町二丁目寄り、営団地下鉄江戸川橋駅辺り）とあり、これは幕府の基本文献によるもので、鬼平の経歴とも符号、詮議の余地がなく、もう一つ、鬼平の拝領屋敷が何処にあったかの詮策が考えられる。

瀧川博士の「本所二ツ目」説は、京兆府尹記事に立ち、『東京市史稿』市街篇第二十七に記す明和元年（二七六四）の南本所三之橋通に移ったことを同一視して論拠としておられる。釣洋一氏の「本所菊川」説も、この瀧川博士が引く『東京市史稿』の屋敷受授の欄をヒントとして、叩き台として、これを洗い直し疑問を提示したもので、その入念さは評価されねばならないが、明治以降の回想文献・編纂文献、すなわち原胤昭の『出獄人保護』（大正二年刊）、東京市役所編『東京市史稿』市街篇第二十五（昭和十一年三月二十五日刊）共に本所菊川町とあることを論拠として相違を指摘されている。

私はこの問題につき、その論議の前後を検証するため、同じく『東京市史稿』市街篇第二十五を中心、年代順に摘出しながら本所関係の屋敷受授をつぎのごとく拾い出してみた。

○寛延三年（一七五〇）屋敷受授

本所石原 百五拾坪 村上与左衛門拝領屋敷

北本所石原 四百坪 福王甚左衛門拝領屋敷

南本所二三ノ橋間 貳百坪 佐野藤十郎上ヶ地

南本所四ツ目 五千坪 松平越中守下屋敷

○宝暦元年（一七五二）五百石以下・小普請入り地面拝借地

南本所横川向 丹波和泉守上ヶ屋敷

本所法恩寺近所 御徒上ヶ地

南本所林町裏通 花和五右衛門上ヶ地

○宝暦三年（一七五三）屋敷受授

北本所中之郷小梅村 百拾八坪 上坂安左衛門拝借上ヶ地

○宝暦四年（一七五四）屋敷受授

南本所二ツ目橋之間 九百六坪 太田源之丞拝領屋敷

本所吉岡町横町 貳百坪 上倉彦右衛門拝領屋敷

本所六間堀 貳百拾坪 井田九藏拝領屋敷

○宝暦六年（一七五六）屋敷受授

南本所三ツ目橋通 三百坪 布施岩五郎上ヶ地

○明和元年（一七六四）屋敷受授

南本所三之橋通 千二百三十八坪 長谷川平藏宣雄

○弘化三年（一八四六）屋敷受授

## 南本所三之橋通 九百四拾坪 遠山左衛門尉景元

これで読みとれることは、当時「南本所二三ノ橋間」「南本所二ツ目橋之間」「南本所三ツ目橋通」「南本所三之橋通」などという大雑把な、アバウトな記載である。本所二ツ目は千葉街道に沿った本所豎川（現在高速七号線が走る）という大きな掘割りに架かる古くから知られる二之橋両脇の地区、三之橋（三ツ目橋）は本所菊川と呼ばれる掘割りに架かる両脇の辺りを云い、その間の距離（二ツ目―三ツ目橋の間）はおよそ七〇〇メートル足らずの同一地区・接続地区といつてよい所であった。そのため「南本所二三ノ橋間」「南本所二ツ目橋之間」程度の記載で拝領屋敷が特定でき、公儀に通用していることが明らかに知られよう。

先述の長谷川雅敏氏の御回答書簡にも、この点につき『袖玉武鑑』を示され、

宝暦十年（一七六〇）くろくわ通

明和五年（一七六八）本所三つめちよう通

天明七年（一七八七）本所きく川丁

と左肩小之字で判読できるところ、その同一性をつぎのごとく述べられている。

江戸の地名は必ずしも一つの呼び名のみとは考えておりません。『東京市史稿』では南本所三ノ橋通、平蔵の子の宣義が提出した系譜には菊川町と記されており、どちらも同じ場所と考えられます。武鑑でも同一場所を違う呼び名で呼んでおります。

たしかに、江戸の地名は古いほど風流で、住む人の側から地形・特徴・目印などで判り易く実感的に表

長谷川平藏家屋敷町名の変遷 (『袖玉式鑑』より、▼印が屋敷地名)

三浦	三浦	三浦	御三浦			三浦	三浦	三浦
三浦	三浦	三浦	三浦			三浦	三浦	三浦

宝暦十年(一七六〇)  
くろくわ通

三浦	三浦	三浦	三浦	御三浦	三浦	三浦	三浦	三浦
三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦

明和五年(一七六八)  
本所三つめちよう通

三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦
三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦	三浦

天明七年(一七八七)  
本所きく川丁

現されており、隅田川をはさむ浅草側からは、向いを鄙ひなびた島のように見立てて「向島」と呼び、川下の鉄砲洲向島といえは「佃島」を指している。

他の地域はともあれ、本所菊川町は元禄九年（一六九六）から同地菊川辺りを町屋地区とし、菊川と俗称して呼ぶ新地としてできているが、菊川町はさらに古く、寛文元年（一六六一）より本所花町と呼ばれていた所で、本所三ノ橋の西側、豎川南岸の地を本所花町一、二丁目と唱えていた（『墨田誌』上・四〇頁）。

そもそもこの地は古い武家屋敷地で天和三年（一六八三）以来の御小人・御小人組（吉川弘文館『国史大辞典』五巻・七七九頁）という走り衆・奥詰銃隊の大縄拝領地である。例えば寛延三年、前掲記載の佐野藤十郎の上ヶ地は「大御所様小十人堀甚兵衛組美濃部七三郎」の新拝領地となっているごとくである（『東京市史稿』市街篇第二十五の六一六頁・六二二頁）。また元禄六年（一六九三）からこの年まで、南本所四ツ目にあつた五千坪の松平越中守下屋敷がこの辺りの特に大きな屋敷であつて、各種『江戸切絵図』や『武鑑』などでみることく、あとは五百石以下の小普請組が、ほぼ二百坪程度の地面拝借地で固まつて存在した所でもある。

さらに同じこの菊川の地「南本所二三ノ橋間」は、先掲『袖玉武鑑』（宝暦十年の項）で示す別称「くろくわ通」で、「黒鍛組」（吉川弘文館『国史大辞典』第四巻・九六〇頁）という戦時に土木運輸（旧陸軍の工兵部隊と輜もろ重兵部隊に相当）を担当する組の者が固まつて住んでいた「本所三ツ目丁通」である。

このように考察してゆくと、「本所花町」「くろくわ通」「三ツ目丁通」は、のちの「本所菊川丁」と完全に符号し、重なり合つた同一場所であることが明らかとなつてゆく。宝暦から明和、天明へと時代が移るこの当時、本所・深川はまだ江戸の田舎に相当、町屋と混在しながら市街化に向け発展途上にあり、武家地は差上地の記載を最多としながら、上地・上地割残・引渡残地猶又預置・上地坪数不足證文入り・当分御拝借・預地預替などの名目のもと増えており、天保・弘化年間、遠山金四郎景元が町奉行として本所

菊川町に住む頃、本所の町並みが整い、町名も定着した時期にあたっている。

### 三 結語としての一つの推定的判断

市街地化が進む本所は、堀割りが多く、橋や辻を単位に通りが仕切られているが、橋寄りか、通りか、横丁かで通用、今日のような町名地番は明治以降、正確にいつて昭和七年頃まで固まっていなかったと云つてもよいものである。よつて瀧川博士が、

長谷川氏の屋敷は、府尹記事には、本所二ツ目とあり、原氏の著には本所菊川町にあつたとある。原氏の著は明治の新町名を誌しるしたものであつて、この二つは同一場所である。本所・深川は今日は商業区であるが、江戸時代には旗本、御家人の屋敷の多かつた地区である。故に平蔵は江戸の下町である本所に生まれ、本所で育つた生粋の江戸ツ子であつて、彼が青年時代に深川の遊所に入し、通人仲間から「本所の鍔」と呼ばれたという府尹記事は、信頼してよいと思う（前掲『日本行刑史』二九四頁）。

と推察されるとおりで、私もこのテーマの共同研究者としてこれを支持するものである。そもそも、「本所二ツ目説」「菊川町説」などという問題の提議は、単に新しい町名にこだわり詮策する無意味なもので、新説は小説作法による推理ゲームの感覚での発想にすぎないと云えよう。時間の推移によつて変化しつつある江戸の街を、実態的・地誌的に順序を追つて捉えようとする姿勢に欠くことを遺憾とするものである。

私も断片的な史料を時代の流れにそつて総合的に推察するとすれば、鬼平の子としての戸籍、公的身分は、父官雄の住居である赤坂・本湊町の拝領屋敷に属していること、これまた当然のことと認め、正当な手続きにより『寛政重修諸家譜』という幕府の公式基本文献に登載されている以上、これを否定し覆すだ

けの文献がない限り、築地本湊町生まれと、手続き上、少なくとも公的に、表向きは認めねばならないという考えに立つ。拙稿「長谷川平蔵の虚像と実像」(『歴史読本』平成五年八月号・五〇頁)で築地本湊町生まれを採るのもそうした理由によるものである。

しかし、『京兆府尹記事』『蟹の焼藻』『続徳川実記』『寛政重修諸家譜』『宇下人言』『日本近世行刑史稿』上巻・長谷川宣義寛政呈譜などで知ることく、鬼平は出生時より複雑な家庭内の事情があり、延享二年(一七四五)本所で生まれ、預けられたと考えられる。のち実家である赤坂・湊町にある父の拝領屋敷に常時出入りがあったことは云うまでもないとして、本所で育ち、本所の人々と幼い時から深く交わっていたと推察する考えにある。鬼平がこの本所の屋敷で亡くなつてのち、この屋敷に奇しくも相似た前半世と役職を勤めた「遠山の金さん」こと遠山金四郎景元が住むのであり、まさしくそこは論の一致する現在の江東区菊川三丁目一六番地である。

本論議を呼び水として、『人足寄場史』(創文社)編纂の昭和四十八年頃、瀧川博士は七十三歳、私は四十二歳、本所・深川を足を棒にして歩き、多くの人と会い、多くの文献を渉猟した思い出を改めて想起するが、瀧川博士亡きいま、鬼平のより正確な史実をと思ふにつけても、何か安易に引用がみられ、一人歩きしかかっている新説に対し、つい本稿で率直に私なりの見解を吐露する必要を感じ、一筆致した次第である。